福岡女子短期大学 公的研究費等に関する不正防止計画

(平成27年12月17日策定)

福岡女子短期大学は、「福岡女子短期大学における公的研究費の適正管理に関する規則」(以下、「規則」という。)第14条第1項に基づき、研究費の使用が適正に行われるよう不正防止計画を以下のとおり定める。

1. 責任体制の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識	会議等において、随時、各責任者に対して責任体系の啓発を
が低下する。	促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあたって
	は、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関す	説明会等で事務手続き処理に関するルールを周知すること
るルールが理解されていない。	により、適正運用を徹底する。
・コンプライアンスに対する関係者	・研究者に対して行動規範の周知徹底を図り、コンプライア
の意識が希薄である。	ンス意識の向上を促す。
・公的研究費の原資の大部分が税金	・説明会等の機会にしっかりとした説明を行い周知徹底を
によって賄われていることに対して	図る。
の意識欠如。	
・不適切な会計処理であっても、結果	・不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。不正使用を
的に研究の為に使用していれば許さ	行った場合には、氏名を公表することを基本とし、厳しい処
れるという意識の甘さ。	分を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにも関	不正事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要
わらず、不正使用事案が発生する。	因について、その再発防止策を検討、不正防止計画に加える。

4. 公的研究費の適正な運営及び管理

不正発生の要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されてい	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとと
ないため、年度末に予算執行が集中す	もに、必要に応じ改善を求める。特に執行率が悪い研究者に
る等の事態が発生する。	対してはヒアリングを行い、研究費の繰越・返還等の指導を
	行う。

発注段階での財源特定がなされてい	執行状況を的確に把握するため、発注を行う前に必ず購入伺
ない。	を提出し財源特定を徹底するよう、説明会等で指導・注意喚
	起を行う。
取引業者が研究者と必要以上に密接	・特定の業者との密な取引がないか注視する為、必要に応じ
な関係を持つことが癒着を生み、不正	て債務確認をするなど、取引状況の確認を行う。不正な取引
な取引に発展する。	を行った業者については、取引停止等の措置を講ずることに
	より他の業者への注意喚起を行う。
	・取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の
	誓約書を提出させる。
旅行事実の確認が不十分であるため、	・研究者が行う出張について、財源にかかわらず、出張報告
カラ出張や水増し請求を防止できな	書及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。
V,	・外国出張にかかる旅行事実について、旅行代理店等への問
	い合わせを行う等、確認を強化する。
教員発注物品の検収確認が不十分で	教員が発注する物品購入について、事業部門による納品事実
あるため、架空伝票操作による納品や	の確認を行う。
預け金が防止できない。	
研究と直接関係ないと思われる物品	事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品について
を購入している。	は、発注者に購入目的の確認等を行う。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口が分かりにくいため、不正が	・通報窓口は、説明会等により周知し、通報者の保護や通報
潜在化する。	窓口についても周知徹底を図る。
使用ルール等の統一が図られていな	・相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付け
いため、誤った解釈で経費が執行され	る。
る恐れがある。	・使用ルールの説明会等を開催する。

6. モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
不正使用の防止を推進する体制の検	・監査の対象数を拡大させる。
証及び不正使用発生要因に着目した	・抜き打ち監査を実施する。
モニタリングが不十分であるため、不	・不正防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。
正発生のリスクが存在する。	

【不正防止計画の点検・評価】

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、 見直しを図る。